

大雨により被害を受けた皆さまへ

2025年9月12日の豪雨の水害によって被害を受けた皆さんへ、心からお見舞いを申し上げます。
お困りのことがありましたら、一人で悩まず、何でも弁護士にご相談下さい。

■ 水害にあったときに最初に知っておくべきことは何ですか？



水害にあったときのための対処法については、①後日の被害証明のための被害状況の写真・動画撮影、②保険会社など連絡すべき相手、③片付け、泥出しの注意点、④り災証明書の申請などについてわかりやすくまとめた冊子があります。

「水害にあったときに」で検索して確認してみましょう。

* 画像は震災がつなぐ全国ネットワーク様HPより引用



自宅や車などが浸水などの被害にあったときには、自宅については市町に、り災証明書を申請したり、火災保険や自動車の車両保険に加入している人は、保険会社への確認や、保険金の請求をします。その際、正しく被害の認定がされるように、自宅や車などの様々な場所を写真や動画で撮影しておきましょう。撮影のポイントは、「トリセツ 水害」で検索すると、常葉大学附属社会災害研究センター作成のリーフレットを入手できます。

1 支払の問題

■ 住宅などのローンを支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配なときは？

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、弔慰金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。

また、今あるローンの免除を受けたあと、新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、この制度を利用してもブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは弁護士会にお問い合わせください。

■ 税金の関係で知っておくべきことは？

水害などの自然災害によって、家屋の浸水（一部損壊を含む）やお墓の被害などを受けた場合には、所得控除（雑損控除）や災害減税法による所得税の軽減・免除が受けられる場合があります。

詳しくは、お近くの税務署などに相談して下さい。

2 物の損害

■ 自動車が水につかり、使えなくなりました。

(1) 損害の補填について

まず、自動車保険（車両保険）がある場合は、保険会社（自身が任意加入する損保）へ請求することを検討してください。

駐車場の管理者等への損害賠償請求については、一概に可否を断言することはできず、複雑な判断が要求されることとなりますが、まずは、弁護士にご相談ください。

(2) 廃車（登録抹消）したい

現住所（使用の本拠）を管轄する、お近くの運輸支局にてお手続きください（軽自動車については、軽自動車検査協会事務所）。

3 事業

■ 会社を経営していたが、今回の自然災害で厳しい状況になっているときは？

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度、グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）など、災害時にはいろいろな融資制度や補助金制度が活用できる場合があります。

金融機関、商工会議所、県などに相談してみましょう。

4 被害認定

■ り災証明書の判定に納得がいかないのですが、認定を訂正してもらうことはできますか。

り災証明書の認定結果に不服がある場合には、再調査等を申し入れることが考えられます。

水害による住家被害の場合、一次調査は外観からの調査になりますが、建物内部や建物の各部位についても調査が行われる二次調査・再調査により、認定が変わる可能性があります。

（浸水深による一次調査）
水害の判定方法

注意）土砂が一面に堆積している場合は別の基準もあります

水流などによる家屋損傷を伴う浸水被害のとき	内水氾濫の被害（左以外の場合）
住家滅失又は床上1.8m以上 全壊	床上1.8m以上 大規模半壊
床上1m～1.8m未満 大規模半壊	床上1m～1.8m未満 中規模半壊
床上50cm～1m未満 中規模半壊	床上10cm～1m未満 半壊
床上50cm未満 半壊	床上10cm未満 準半壊
床下浸水 一部損壊	床下浸水 一部損壊

◆ 悪質な業者に注意！

災害時には、悪質な業者が被災者の負担に乗じて高額な修理費用を請求したり、不十分な工事しかしないといったトラブルが発生します。不審な電話や勧誘など困ったときには、一人で悩まずに家族や周囲に相談しましょう。もちろん、弁護士にも相談してください。

り さい しょう めい しょ
罹 災 証 明 書

の申請はしましたか？

罹災証明書って？

各市区町村が、被災者の方の申請によって、お住まいの家屋の被害状況の調査を行い、その被害状況に応じて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない床上浸水・一部損壊」等を認定し、これを**証明**するものです。



うちは、火災保険や共済に入っているから、申請の必要はないよね？

ご加入の火災保険や共済とは別に受けられる支援制度もあるので、申請するのがおすすめです



うちは、ちょっと浸水しただけだけで片付けられればそのまま住めるから必要ないわよね？

水が引いた後は一見被害が少なく見えますが、大規模な修繕や一時的な立ち退きが必要になることがあります。その時に支援を受けられるよう、申請をご検討ください。



うち、賃貸なんだけど

借家にお住まいの方も対象になります。

●罹災証明書で受けられる支援制度の一例

給付：被災者生活再建支援金、義援金等
 融資：(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金等
 減免・猶予：税、保険料、公共料金等
 その他：応急仮設住宅、住宅の応急修理（但し、代金支払前の申請が必要です。また、応急修理制度を使うと応急仮設住宅に入る権利を失います。）

修理や解体の前に、確認してみるわ。



●申請場所 【四日市市内】

四日市市役所 市民課と市民窓口サービスセンター
 中部地区市民センターを除く各地区の市民センター